

平成19年(2007年)1月18日
建設委員会資料
都市整備部住宅担当

区営住宅及び福祉住宅の使用承継制度の見直しについて

区営住宅等については、入居者と非入居者間の公平性を確保するため、下記のとおり使用承継制度を見直すこととする。

記

1. 使用承継の許可の範囲

区営住宅の使用者（名義人）が死亡又は退去した場合に、使用者と同居していた者に使用承継を許可する範囲を、次のとおりとする。

これまで配偶者及び三親等内の血族又は姻族に許可していたものを配偶者のみとする。

但し、三親等内の高齢者、障害者等については、居住の継続に配慮するため、許可することとする。

なお、高額所得者・収入超過者を除く。

福祉住宅（世帯用）については、使用承継できる親族の範囲を限定しないが、区営住宅において使用承継を許可する範囲とする。

2. 見直しの背景、理由

国は、一昨年12月の「公営住宅管理の適正な執行について」の通知のなかで、公営住宅の入居者と非入居者間の公平性を確保するため、使用承継の範囲を「原則として同居している配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者」に限るべきとの指針を示している。

東京都は、都営住宅の使用承継制度について、利用機会の公平性を確保する観点から、国の指針に沿った改正を行っている。

区営住宅の入居者募集にあたっては例年多数の応募がある。昨年11月に行った際にも469名の応募があり、真に住宅に困窮する低額所得者に対して区営住宅を提供することが必要とされる。

3. 今後の取り組み

区営住宅条例施行規則

及び福祉住宅条例施行規則の改正 平成19年2月

入居者への周知 2月下旬に送付する住宅使用料決定通知書に案内同封

(参考)

1. 区営住宅入居者の世帯構成

平成18年10月1日現在

世帯の種別		世帯数
単身世帯		149
配偶者のいる世帯		162
配偶者のいない2人以上の世帯		119
	うち、60歳以上の世帯員がいる世帯	24
	うち、障害者等の世帯員がいる世帯	5
合計		430

新井住宅2戸を除く

2. 区営住宅使用承継の件数と承継した者の続柄

	件数	配偶者	子	兄弟
平成15年度	6	5	1	0
平成16年度	3	2	0	1
平成17年度	7	5	2	0
平成18年度	9	9	0	0
合計	25	21	3	1

平成18年度の件数は、12月末現在の実績